

第 15 回和光市下水道事業運営審議会会議録

平成 31 年 1 月 17 日（木） 全員協議会室

第 1 5 回 和 光 市 下 水 道 事 業 運 営 審 議 会			
開 催 日	平成 3 1 年 1 月 1 7 日 (木)	開会時間	1 4 時 0 0 分
会 場	市役所 3 階 全員協議会室	閉会時間	1 5 時 2 5 分
委 員 の 出 欠	出席	欠席	事務局
	長坂 敏史 串田 幸彦 村上 誠二 山田 智好 近藤 やす子 富澤 美代 今井 千津子 舩越 靖彦 萩原 三枝子	本橋 淳男	上下水道部長 牧野 里行 企業経営課長 深野 充司 企業経営課課長補佐 結城 幸子 下水道課課長 高橋 琢磨 下水道課課長補佐 本橋 勝己 企業経営課主査 矢萩 美和
			傍聴者 0 名
議 題 等	・委員の委嘱 ・会長及び副会長の選出 (1) 会議録署名委員の選出 (2) 下水道の経営状況について（平成 2 9 年度決算・平成 3 1 年度予算案） (3) 消費税率の改正について (4) 下水道条例の一部改正について (5) 事業報告等		

発言者	内 容
事 務 局	開 会 本日は、お忙しい中お集まりいただきありがとうございます。 それでは第 1 5 回和光市下水道事業運営審議会を開催いたします。 本日の会議は、和光市下水道事業運営審議会条例第 6 条第 2 項の規定により過半数の出席を得ております。 また、本日の会議は、市民参加条例第 1 2 条第 4 項の規定に基づき、公開とさせていただきます。併せて、会議録につきましては、同条第 6 項の規定に基づき、公表してまいります。 本日配布いたしました資料の確認をいたします。お手元の資料をご覧ください。 資料確認

次に、委員の委嘱を行います。

本来であれば、市長から委嘱書をお渡しすべきところですが、市長は所用により本会議を欠席させていただいておりますので、上下水道部長の牧野から、皆様に委嘱書をお渡しいたします。

委嘱書の交付

それでは、まず、上下水道部長からご挨拶を申し上げます。

上下水道部長

皆様こんにちは。

本日は、お忙しい中、また、お寒いところ、第15回和光市下水道事業運営審議会にご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

皆様には、日ごろから市の行政運営の推進にあたり、多大なご尽力を賜り、厚くお礼申し上げます。

下水道事業は、私たちが衛生的で快適な生活を営む上で、大切な事業であるとともに、生活環境の改善や河川の水質保全を図る上でも、大きな役割を果たしています。

昨年度末の水洗化率は98.83%で、38,510世帯、78,399人の市民の皆様が利用されておりますが、市民の皆様の重要なライフラインとして、常に使用できるよう、適切な施設の維持管理はもとより、経営の健全化・安定化を図るべく、経費の削減とともに、計画的な事業の推進に努めているところです。

今後とも、和光市の下水道事業に対しまして、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

さて、本日、皆様にご審議いただく議題は、お手元の次第にお示しいたしました5つの案件となりますので、忌憚なくご意見をいただき、活発な議論を賜りますようお願い申し上げます、私の挨拶とさせていただきます。

よろしくお願いいたします。

事務局

それでは、会長及び副会長の選出に移ります。

深野次長、お願いいたします。

企業経営課長

企業経営課長の深野でございます。よろしくお願いいたします。

昨年2月に、第14回会議を開催した際、下水道事業運営審議会委員は再任を妨げないものですので、ぜひ引き続きご協力いただきたいとお伝えしました。

この度は、皆様に再任を受けていただき、非常に感謝しております。引き続き、これからもよろしくお願いいたします。

ここで、前回会議の後に職員の異動がありまして、事務局のメンバーが変わりまし

たので改めて紹介いたします。

事務局紹介

それでは、会長及び副会長の選出を行います。

規定によると、委員の皆様からの互選によるとなっておりますので、どなたか、ご意見のある方はいらっしゃいますか。

船越委員 以前から、長坂先生に会長を務めていただいているので、引き続きお願いしたいと思っています。

企業経営課長 今、船越委員から長坂委員を会長に推薦するご意見をいただきました。
皆様、いかがでしょうか。

委員 異議なし。

企業経営課長 長坂委員、いかがでしょうか。

長坂委員 分かりました。お引き受けいたします。

企業経営課長 ありがとうございます。
よろしくお願いいたします。
次に、副会長の選出を行います。
どなたか、ご意見のある方はいらっしゃいますか。

船越委員 同じく引き続き山田委員にお願いしたいと思っています。
企業経営課長 今、船越委員から山田委員を副会長に推薦するご意見をいただきました。
皆様、いかがでしょうか。

委員 異議なし。

企業経営課長 山田委員、いかがでしょうか。

山田委員 分かりました。お引き受けいたします。

企業経営課長 ありがとうございます。
よろしくお願いいたします。
それでは、お二人は席の移動をお願いいたします。

それでは、議事に入らせていただきますので、長坂会長、よろしくお願いいたします。
す。

長坂会長 あらためまして、よろしくお願いいたします。

それでははじめに、本日の会議録署名委員の指名を行います。

第2号委員の村上委員と第3号委員の近藤委員にお願いしたいと思いますが、両委員、よろしいでしょうか。

【両委員了承】

それでは両委員、よろしくお願いいたします。

次に、議題（2）の下水道事業の経営状況について事務局から説明をお願いします。

企業経営課長

それでは、資料2-1「平成29年度埼玉県和光市下水道事業決算報告書（抜粋）」をご用意ください。9ページをお開きください。

9ページには、平成29年度の下水道事業の事業報告として、下水道事業が実際に行った事業の量、つまり業務量等の概況が示されています。

平成30年3月31日現在の水洗化人口は、727人増加して78,399人となりました。水洗化人口とは、下水道をつないでいる人の数です。水洗化率は、前年度より0.03ポイント増加して98.83%となりました。ほぼ全ての方に下水道をつないでいただいている状況です。また、処理水量は、前年度より230,504㎥増加して8,496,978㎥に、有収水量は前年度より70,127㎥増加して8,598,622㎥となり、有収率は101.2%となりました。有収水量とは、実際に収入される水量です。有収率とは、流している汚水に対して収入されるお金の割合のことです。

有収率が100%を超えるということについては、はっきりとした理由は分かっていません。通常、下水道は、使った水と処理場までの間に混入する水、つまり不明水が浄水場に流れ込むのですが、これらの量以上にお金が入ってきているということになります。通常、不明水を除く95～96%分の使用料を回収できることになっているのですが、和光市はそれ以上にお金が入ってきていることになります。この現象は和光市特有のもので、和光市にある処理場への流入口にあるメーターで流量を量っていることが理由なのかもしれないとも考えられますが、明確な理由は分かっていません。

続いて経営・財務についてご説明します。

以前もお話ししたとおり、予算には収益的収支と、資本的収支があります。

4条予算は、以前もお話ししましたが、資産に係る予算です。例えば家を購入したり、新築したりした場合に使った資金が固定資産という財産として残るものです。お金の収支により資産価値を生み出すことに使う予算が資本的予算で、4条予算になります。下水道事業で言うと、下水道の本管を入れることなどが4条予算により賄われています。

これに対し、資産として所有した家で生活するために使う光熱水費や食費、家の修

繕費など主に資産を維持管理するために使う予算が収益的予算で、3条予算になります。下水道事業で言うと、管路の補修等の維持管理や、納税に充てる費用が3条予算で賄われています。

平成29年度の収益的収支は、事業収益が1,079,161,685円、事業費が971,525,296円となり、純利益は107,636,389円となりました。事業収益のうち、下水道使用料収入は前年度より1.1%増の603,859,834円でした。純利益も出ており、経営状態は概ね安定であると考えられます。

平成29年度の資本的収支は、資本的収入額が252,551,667円、資本的支出額が624,521,053円でした。不足額の371,969,386円については、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額4,023,874円、過年度分損益勘定留保資金209,279,557円、当年度分損益勘定留保資金158,665,955円で補てんしました。補てん財源と言われるこれらの財源は、現金が動かない「価値」の部分のものです。少し難しい話になりますが、この価値の部分を使って、不足分を補いました。

次に、消費税及び地方消費税についてご説明いたします。

平成29年度消費税及び地方消費税のうち、実際に税がかかる課税年度における課税標準額が604,201,000円で、これに国の税率である6.3%を乗じて計算した税額38,064,663円から、この期間中の控除税額等の7,524,763円を控除した額の30,539,900円が消費税額となり、地方消費税額8,241,800円となりましたので、これらを納税しています。

以上が、平成29年度の収支額です。

それでは次に、5ページの平成29年度和光市下水道事業損益計算書をお開きください。

下から3番目に、先ほどお話した当年度純利益107,636,389円との記載があります。これは、10ページの、現金の出入りを示す平成29年度和光市下水道事業キャッシュ・フロー計算書（間接法）の当年度純利益の額と一致しています。キャッシュ・フロー計算書の一番下に、資金期末残高394,370,462円との記載がありますが、これが、平成29年度末に下水道事業が保有していた期末の預金残高です。純利益が出ていることや、期末残高の額が上昇傾向で推移していることから、平成29年度の事業運営は概ね良好であったと考えています。

続いて、資料2-2の「平成31年度和光市下水道事業会計の主な予算内容（案）」をご覧ください。

これは、来年度の主な事業内容とその予算額をお示しした資料です。

1の収益的収入及び支出は、先ほどお話ししたとおり維持管理に関する予算です。事業収益が11億9,082万8千円で、営業収益としては、下水道使用料が6億6,344万1千円で、今年に比較して増額を見込んでいます。和光市は、この人口減少時代においては珍しく、微増ではありますが人口が増加傾向にありますので、このあたりを勘案し、収入は増加と見込んで計上しております。

次に、市から下水道事業にいただく他会計負担金が2億7,716万3千円となっています。汚水処理は皆さんからいただいている使用料で賄っていますが、雨水は自然のものであるため、雨水処理に関する費用は市が負担することになっています。また、汚水処理は使用料で賄うと申し上げましたが、その中でも、あらかじめ総務省から示された基準に基づき算出した額であれば一般会計からいただくことができますので、その分は他会計補助金としていただいています。その他、下水道工事を行うためにあらかじめ登録をしている指定工事店の更新手数料等を25万2千円と見込み、計上しています。続いて、下水道施設占用料等とありますが、これは、下水同事業が持っている土地や河川の一部を貸し出しているために発生するものです。NTTの電柱が下水道事業の持っている土地の上に立っていたり、川の一部を大きな会社が使っていたりしています。

これらの積み上げによって、事業収益が11億9,082万8千円となっています。

次は事業費です。

まず、施設維持関係委託（雨水）・（汚水）、施設維持等修繕（雨水）・（汚水）とありますが、これは、雨水と汚水のそれぞれの管の清掃や修繕等の維持管理費として計上しています。

次に、下水道使用料算定及び徴収事務委託ですが、これは、下水道使用料は水道料金と一緒に徴収しているためその事務を水道事業に委託し、事務費と下水道使用料に係る費用を支払っているというものです。

続いて荒川右岸流域下水道事業維持管理負担金等ですが、先ほどもお話ししたとおり、和光市には下水道処理場がありますので、その負担金です。

続いて減価償却費ですが、毎年建物や管路といった資産というものは評価額が少しずつ下がっていきますので、固定資産の評価額が差し引かれていく分を費用として計上しているものです。市の持っている施設や管路が対象で、管路については、耐用年数が50年ですが、これも年数が経ていくと価値が少しずつ下がっていくことになっています。

この後、消費税が計上されていて、これらの合計額で、事業費は10億7,256万6千円を予定しています。最終的には、9千577万5千円の純利益を見込んでいます。ただし、実際にはかなりのずれが生じますので、今年と同額くらいの1億円ほどになるかと思われます。

次に、2の資本的収入及び支出ですが、これは資産に係る収支です。

まずは収入ですが、下水道事業は、工事費を企業債という借入金で賄うため、その資金調達のための企業債と、大きい工事に充てるための国庫補助金、市からいただく他会計補助金、下水道事業が和光市駅北口土地区画整理事業等から工事を請け負ってその分の支払いをする工事負担金があります。なお、下水道事業は企業体として運営していますので、この負担金には、5%の監理手数料を含めて計上しています。

支出については、管路の入替え等に充てる工事請負費、工事を施工するために計画を立てたり、設計をしたりするための委託料、和光市にある処理場の設備の増築や技術の導入等の費用を負担する荒川右岸流域下水道事業建設負担金、下水道事業はお金の借入れをして事業を行うため、その返済のための下水道事業債元金償還金、最近はありませんが、住民の方がトイレを汲み取りから水洗に改造する際にその費用を貸し出すための水洗便所改造資金貸付金を計上しています。

予算には、他会計負担金と他会計補助金という科目が合計3箇所あるのですが、その性質には、総務省が定めた基準に基づくものと、どうしても資金が足りず援助してもらっていた部分があります。和光市下水道事業は、平成30年度までにこの援助をなくすという目標を中期経営計画に掲げて事業に取り組んできました。その結果、平成31年度予算では、援助を受けない予算を立てることができました。

平成31年度は、向こう10年間の経営目標を定めた経営戦略を策定する予定です。策定にあたっては、審議会委員の皆様のご意見をいただきながら進めてまいりたいと考えておりますので、その際はよろしくお願いいたします。

長 坂 会 長 約一億円の利益があり、市からの援助もなくせるということで、事業は順調に進んでいるようですね。

ただいまの説明に対して、何かご質問はございますか。

村 上 委 員 水洗化率が100%近くということで非常に良い状態だと思います。ただ、利益は多いに越したことはないのですが、下水道事業としてはどの程度の利益が健全なのでしょう。使用料をもらい過ぎて利益が上がり過ぎるのも良くないと思われるので、例えば、全体の10%程度だとか、そのような指標はあるのでしょうか。

企業経営課長 多いに越したことはないですね。ただ、昭和40年代から事業として独立して運営してきた和光市水道事業の例で申しますと、現段階において約15億から16億円の預金、つまりストックがあります。しかしこれは当然のことながら緊急工事等への対応等に充てることを想定しています。下水道事業も、これから耐震化等の対応をしていかななくてはいけませんので、ストックを増やしていかななくてはいけません。下水道は公の施設のため、利益が上がりすぎるのはどうかと思います。健全な指標がどの程度かということについては調べたことはありませんが、ただ、今のところは収支がマイナスになっていませんし、今申し上げたとおりストックもしていかななくてはなりま

せんので、これから策定する経営戦略の中でも、専門家の意見を参考にしながら、その目安を付けていくことも必要かと感じています。

村 上 委 員

下水道の埋設管は耐用年数が５０年とのことでしたが、例えばこれから先１０年間の事業計画を立てるときに、長期的に考えたときに１０年後にはここからここまでの管の入替えが必要だから毎年１億くらいはプールしていかないと運営が成り立たないといったような内容も入れて、健全な数値で最低でも何パーセントは維持しようというような具体的な数値を入れていくのでしょうか。

企業経営課長

来年度、ストックマネジメントの部分も考えて、将来的な費用の平準化を見越して計画を立てていくことになると思います。

長 坂 会 長

１０年間という長期の経営戦略を策定するとのことでしたが、これは将来の設備投資等、管を入れ替えるというような計画を立てるということでしょうか。

企業経営課長

現行の中期経営計画は５年という計画期間で策定しましたが、国の方針として１０年間という期間が示されていますので、経営戦略は１０年間のものを作る予定です。また、今ある管路等の施設は長く使うよう指導されていて、長寿命化の取組は補助金の対象にもなったりしますので、そのような補助を受けるためにこちらも条件を整えていく必要があります。今後、総合地震対策を立てて、どこをどのように直していかなくてはならないのかということを経営課と併せて示していけないと考えています。

長 坂 会 長

平成３１年度から、市からの援助を受けなくなるということでしたね。

もう完全にもらわなくなるということですか。

企業経営課長

運営には上下がありますのではっきりとは分かりませんが、ひとまず来年は、援助を受けなくなったということです。援助を受けなくなかった理由のひとつに、過去から借りてきた企業債のうち高金利のものが減ってきたことが挙げられます。平成３２年度末までで金利が６％や７％といった借入れがひと段落するので、支払利子の額が一千万円単位で減ってきます。こういったことから、平成３０年度に約３，５００万円だった市からの援助が、平成３１年度は無くてもやっていける見通しが立ちました。

長 坂 会 長

ただし、今後どのような事故等が起こるか分かりませんのでそういった場合にはどうなるか分からない面もあります。

企業経営課長

援助を受けず約９，０００万円の利益が一応見込める予算ですから、良いことですね。

長 坂 会 長

全国的に人口が減少傾向にある中でも、和光市は、しばらくは微増で推移するとされています。市内では、土地区画整理事業も進められていますので、下水道に関してはこれからも新たなつなぎ先があると考えています。それから、今現在新たな管を埋設する工事をしていて、今後大口のつなぎ先を見込んでいますので、まだしばらくの間は大丈夫かと考えています。

企業経営課長

先程の、村上委員の質問にもありましたが、和光市の下水道事業が他の公共事業体と比べてどのようになっているかが分かるような、いわゆるベンチマークのようなものはありますか。

長 坂 会 長

下水道事業に関しては、国の方針では平成32年度までをめどに全国的に企業化することになっていますので、全ての事業体が企業化しているわけではありません。企業化した事業体と企業化していない事業体とでは、条件が違い過ぎてしまい、比較できない部分が多くあります。和光市近隣でも、和光市と志木市は平成26年度に企業化しましたが、朝霞市と新座市はこれから企業化する予定となっています。企業化した事業体のデータはこれから増えていきますので、今後は比較しやすくなってくるのではないかと思います。

企業経営課長

時期尚早なのですね。

企業化した中で言えば、和光市の下水道事業の経営については、使用料は県内でも戸田市、朝霞市に次ぐ安さとなっていますし、全体的に比較的悪くない位置にあると考えています。朝霞市はこれから企業化しますので、今後も現行の使用料を維持するかどうかは分かりません。

長 坂 会 長

今現在の指標として、県でまとめたものがありますので、次回よろしければお示しします。

上下水道部長

分かりました。

長 坂 会 長

事業体の経営状態を全国平均値や類似団体と比較して示した「経営比較分析表」がございしますので、次回の会議でお示ししたいと思います。

他に質問はございますか。

なければ、議題（2）の下水道事業の経営状況についてを終わります。

続いて、議題（3）の消費税率の改正について、事務局から説明をお願いします。

企業経営課長

資料3「消費税率改正への対応について」をご覧ください。

ご存じのとおり、平成31年10月1日から消費税率が8%から10%に引き上げられます。下水道事業としては、平成31年度予算を組むにあたり、消費税率を10%とすることを市の意思としてお示しするため、消費税率の規定のある条例の改正を3月定例会に上程する予定です。

今回は、消費税率が引き上げられることについて、その良し悪しではなく、皆様がどのように考えられているかご意見をいただきたいと思っています。

改正内容として、具体的には、下水道使用料に乗じる消費税の率を「100分の108」から「100分の110」に変更するものです。

平成31年10月以降の徴収については、資料の表をご覧ください。

パターン①は、8月と9月に使用した分を10月に検針する例で、消費税率は8%が適用になります。パターン②は、9月と10月に使用した分を11月に検針する例

で、消費税率は８％が適用になります。パターン③は、１０月と１１月に使用した分を１２月に検針する例で、導入後に使用した分となりますので、ここから１０％が適用となります。１０月から新税率が導入されても、市民の皆さんに消費税率１０％の支払いをしていただくのは１月頃からになります。

ただし、１０月１日以降に引っ越し等で新たに下水道の使用を開始した場合は、検針が１０月や１１月であっても消費税率は１０％が適用になります。

もし仮に、下水道事業が増税の対応をせずに１月から３月までの３か月間の増税分を負担すると、約３００万円かかることになり、一年間で約１，２００万円の支出となります。これを下水道事業が支出していくとなると、かなり大きな負担となり、事業運営への影響が大きくなるため、使用料の値上げを検討する時期が早まることにもつながりかねません。このようなことから、増税分については、使用料に転嫁していかざるを得ないと考えています。

消費税の仕組みは、皆様が支払った仮受消費税と、我々が支払った仮払消費税の差額を税務署に納めたり、還付を受けたりするものです。

実際に払う額と皆様から預かる１，２００万円という額が一致するというものではありませんが、もし皆様から預かる分が無いと、今後毎年その分が入ってこなくなるということになりますので、使用料に転嫁せざるを得ないと考えているということです。

以上で消費税に関する説明を終わります。

長 坂 会 長
企業経営課長

それでは、大変恐縮ですがここで皆様からひと言ずついただけますでしょうか。

市民の方の支払いに影響が出るのは平成３２年からということになりますか。

はい。平成３１年度の１月ですので、平成３２年１月からということになります。

長 坂 会 長
串 田 委 員

したがって、来年度は３か月間だけ影響が出るということになります。

ただいまの深野課長の説明について、何かございますか。

消費税の導入については、理研も頭を悩ませているところでございます。

企業経営課長

国からの話では、納品完了が１０月を越えていれば消費税率は１０％となるということです。納品という考え方でいくと、水道の検針が納品に相当するということになると思いますが、８月、９月に使用した分は８％で良いということで認められているのか、それとも、国には国の計算方法があって、平成３１年１０月１日以降、市民への転嫁が行われるまでは、何らかの金額を和光市が負担するということになるのか。

串 田 委 員

前回の消費税率の改正で５％から８％になったときも同じ状況だったのですが、条例の附則というところに期日の問題等についてどのようにするのかという説明をつけます。今回は国から示しがあったようだったのですが、今回は前例にならってこのようにすることといたしました。どこの自治体もそうなるのではないかなと思っています。このことから、根拠はあると考えております。

長 坂 会 長	分かりました。 他に質問等がありますか。 転嫁の方法は難しいところだと思いますが、前回のやり方に倣ってやっていくということですね。
企業経営課長	今後、市民への周知は行っていくということでよろしいですか。 はい。広報やホームページで公表していきたいと思っています。 万が一、消費税率の引上げが延期又は中止となった場合には、補正予算を議会に提出し、調整していかななくてはいけないと考えています。
山田副会長	税率の改正は、閣議決定されていたのですよね。
企業経営課長	されていました。
山田副会長	前回も閣議決定されていても延期されたのですね。そうすると、平成31年10月の改正も信用できなくなってしまうですね。 延期の可能性がないとは言えないと思います。 今回も、閣議決定されているようなので我々も対応せざるを得ない状況です。そのため、条例の改正案を議会に提出し、予算にも、消費税率10%で計算した使用料の額等を計上しているところです。ですが、もし3月議会への上程前に増税が中止されたら議案を変更しなくてははいけません。
企業経営課長	細かいことですが、300万円は予算に計上されていますか。
上下水道部長	はい。予算には消費税率10%で計算した使用料を計上しています。 ここでもし消費税率を10%にしない状態で使用料収入の予算を計上すると、平成31年度は300万円、その後は一年間につき1,200万円の減収になるということになります。 光熱水費や委託料等の支出についても、10月以降は10%で予算計上しています。そのため、もし増税が中止されるようであれば予算についても条例についても、その対応を何らかの形で皆様にお示ししなければいけないと考えています。 今のところは、10月に実行されるということで予算を組んでいるということですね。
長 坂 会 長	他に何かありますか。
村 上 委 員	料金徴収については、前例で5%から8%に変更されたときと同じ方法を採用されるのであれば、皆さんに納得していただけたと思います。10月に線引きをして一斉に検針することはできませんから、妥当性があるかと思いますので、私は賛成です。 それでは、他に消費税増税についてご意見はございますか。 つい最近、自宅の検針があり、請求書が入っていました。検針について、偶数月と奇数月は、市内で半々くらいですか。
企業経営課長	半分というわけではないです。
今 井 委 員	少子高齢化のこの時代には、お金を使っていくということもとても大事だと思います。

近 藤 委 員

すので、税率が引き上げられない方が良いというのは当然ですが、やむを得ないと思っています。

消費税の引上げは水道料金だけでなく全ての支払いに影響してくるので、本当は上げてほしくはありません。

ですが、和光市はもともとの水道料金が安いのですから、増税分が転嫁されたとしても全体としての料金は他の自治体に比べれば安いということをきちんと知っておくべきだと思います。

企業経営課長

それから、水道料金というのは普段家に住んでいなくても検針はするのですか。

はい。中止届が出ていなければ検針します。

ちょうど、料金のお話がでましたので、水道の民営化のことについて少しお話しします。水道事業の民営化については、色々な報道がされていますので、料金に反映されるのではないかと心配されている方もいらっしゃるかと思います。

和光市の水道は、おかげさまで順調に事業運営をさせていただいております。和光市はコンパクトにまとまった市ですので、下水道と同様に効率良く供給ができていますという部分があります。

和光市の料金は、人口が5万人から10万人までのカテゴリーの中で、全国で下から5番目の安さとなっています。一番高い地域は福島県の方の自治体で、10㎡で3,000円台です。和光市は10㎡で700円台ですので、約四倍となっています。それほど、和光市の水道料金は安く抑えられているということです。

今、民営化と言われているのは、市が運営主体となり、民間事業者が実際の業務を担う「コンセッション方式」というものです。

大阪府北部地震が起きた際に、高槻市で水道管が破裂して漏水を起こしていましたが、このように老朽化した施設の修繕や入替え等には非常に費用がかかり、ひとつの自治体では料金を上げないとやっていけなくなってしまうという発想から、国でこの話がスタートしました。過疎化が進んでいる地域についても同様です。担い手が少ない中でも水道事業を運営し、修繕等を進めていかなくてもはなりませんので、やはり料金を上げていかなくてもはなりません。そこで、そのような話が出てきているのです。

しかし、和光市に当てはめたときにどうかというと、今は全く心配ない状況と言えます。市の大事な水ですから、市がしっかり管理していかなくてもはなりません、当面は料金が突然上がったようなことはありませんので安心していただいて構わないと思います。

広域化については、近隣の朝霞地区4市でまとまれば効率的に運営できるのではないかと話もありますが、水道事業は、朝霞地区4市とふじみ野市、富士見市、三芳町の7市町でブロックが組まれており、広域化に関する話し合いもしているところです。しかし、この県南地域では大きな課題を抱えて困っている状況ではありません

長 坂 会 長	ので、研修会や勉強会や会合は行っていますが、実態としてすぐに広域化に向けて動くというものではありません。 民営化については、様々な心配が出ていますが、和光市は当面心配ないということですね。
企業経営課長	
長 坂 会 長	はい。議会でもそのように答弁しております。
富 澤 委 員	他にありますか。
企業経営課長	地震等が起きて、和光市内のあちこちで被災した場合の予算は大丈夫ですか。 水道に関して言えば、市で供給している水のうち7割強が県から来ています。 下水道に関しては、管渠の耐震化等を進めています。 ですが、こればかりは起きてみないと分からないものです。 そこで皆さんにお願いしたいのが、自助です。備蓄品や水や簡易トイレを一週間分用意しておいてもらうということです。副会長の自治会ではかなり先駆的に取り組んでいらっしゃると思いますが、自治会では、マンホールトイレを取り揃えていただいているところもあります。 いざというときには地域で集まって活動していただくことになります。自助の次は、地域の中で乗り切っていただくことになります。これが共助です。
富 澤 委 員	どうしても、公共的な活動が可能になるのは時間がかかると思いますので。
長 坂 会 長	個人で色々な準備をしても、本管が破損した場合はどうなりますか。どのくらいの期間我慢をすることになるのか、予算はどのようになっているのか、心配です。
企業経営課長	危機管理対策というものは立てていただいているんですよ。
	事業を継続していかなくてはならないものに関する計画は持っていますが、今は色々なところで災害が起きていて、規模や被害状況も異なっていますので、もし断水などということになった場合には、自衛隊にお願いして給水してもらうことも想定されます。朝霞自衛隊は東京に行きますので、和光市は大宮から来てもらうことになっています。
富 澤 委 員	
企業経営課長	和光市と言っても東京が近い場所に住んでいる場合、対応は大丈夫ですか。
	和光市と練馬区と板橋区で、防災に関する協定を結んでいて、両方の区との行き来が可能です。
富 澤 委 員	
企業経営課長	道路関係の予算はあると思うので大丈夫だと思いますが。
	水道に関して言えば、先ほども申しましたとおり15億円から16億円のストックがあります。ただ、壊れてすぐにお金が必要かというとはそうではなく、まずは応急措置が必要になり、その後の補修等に際しては、国の補助金が充てられることもありますので、やりくりはできると思います。
富 澤 委 員	
長 坂 会 長	災害はいつ起こるか分かりません。水は生きるために必要なものですから、小さな子どもも多いですし、心配になります。
富 澤 委 員	そのようなことを考えるのは大切なことですね。

企業経営課長
長 坂 会 長

今日もどこかで噴火がありましたよね。

口永良部島ですね。

災害はいつ起こるか分かりませんからね。

萩 原 委 員
長 坂 会 長

萩原委員はいかがですか。

消費税増税の対応については、賛成です。

他に、ご質問等はございますか。

無いようですので、消費税率の改正については終了いたします。

次に、議題4 和光市下水道条例の一部改正について、事務局から説明をお願いいたします。

企業経営課長

それでは、資料（４）の和光市下水道条例の一部改正についてご説明いたします。

３月定例会に、和光市下水道条例の一部改正に関する議案を上程いたします。

内容としては、資料にございますとおり、１ 消費税改正関係、２ 文言の修正、３「公衆浴場汚水」の定義の追加でございます。

１の消費税改正については、先ほどご説明申し上げたとおりでございます。

２の文言の修正については、標準下水道条例という、下水道条例の参考例として示されているものがあるのですが、その内容とずれているものがありますので、文言等を整理するものです。

３の「公衆浴場汚水」の定義の追加については、公衆浴場から排出される汚水が優遇料金となっているため、その定義を備考という形できちんと規定するものです。

長 坂 会 長

以上でございます。

ただいまの説明に対し、ご質問等はございますか。

無いようですので、議題（５）の事業報告等について、事務局から説明をお願いします。

下水道課長

下水道課長の高橋です。よろしくお願いいたします。

平成２９年度事業報告等について説明させていただきます。

資料５をご覧ください。

こちらは、平成３０年度及び平成３１年度の主要な建設改良事業です。

越戸川第１号雨水幹線整備工事は、平成２９年度に赤池橋のたもとから始まり、今年度はその先の青色の部分８０ｍ、来年度からは２箇年の事業として外環下の竹の下トンネルまで整備する予定の事業です。

図面右上の長い線は、総合地震対策に関するもので、平成３０年度は地震対策のための調査を行いました。どのような地盤で、管路にどのような影響があるか、今後着手すべきところはどこかを調査しています。来年度はその結果に基づいて、地震によってマンホールや管路が浮いてしまう可能性があるところを先に工事して地震に備え

ていきます。このようなことを事前に行うことによって、管が長生きしますし、コストダウンや減災にもつながります。今回のこの場所の大もととなるのは、処理場です。処理場の本管が使えなくなってしまうと市内全域に影響が出ますので、処理場につながるメインの管から順に進めていきます。

それから、その下の中央分区枝線工事です。

国道254号から、市役所の建物の西側の真横の道路に本管を埋設する工事を行っています。これも2箇年計画の工事で、来年度は和光国際高校や特別支援学校のあたりまで埋設する予定です。この管を埋設することによって、先ほど深野次長の説明にもありましたとおり、現在浄化槽を使っている和光国際高校等が下水道を使用することになりますので、収益の増加を見込めることになります。学校につながるので、夜間の使用はありませんが、生徒数は多いため、それなりの収入になり、処理人口も増えることになります。以上が、下水道事業が予定している大きな工事です。

地震対策工事を2年かけて行うということですか。

今年度は調査を行いましたので、来年度は設計を行います。

実際には、4年間をかけて行いますので、この場所を4年間かけて行った後に引き続き他の場所を進めていくことになります。

平成31年度は、地震対策の設計が終わるのですね。

それ以降に工事ということですね。

工事の件で、質問等はございますか。

設計が一年間かかるとなると、工事はまだ先ですね。

工事は少し先になりますが、まずはどこを着手しなくてはならないかを見極めて、工事の費用をバランスよくかけていくために、必要な過程になります。

例えば、人孔が浮き上がるのを防ぐには何種類もの方法がありますが、調査と設計により、修繕等の対策や方法についてもその場に適したものを選択することができ、費用を平準化することにもつながります。

やはり、住宅が多いところから進めるのですか。

今回は、住宅が多いところではなく、処理場につながる大もとをやっていきます。

他の場所がどれだけ良くても、処理場のところが使えなくなると流せなくなってしまうので、そのような幹線からやらざるを得ない状況です。

他にご質問等はございますか。

無いようですので、事業報告等については終了いたします。

その他、事務局からはございますか。

ございません。

それでは、以上で、第15回和光市下水道事業運営審議会会議を終了いたします。

ありがとうございました。